

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務等仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務の場所

鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館

(4) 業務の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がアからオまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

エ 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

オ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、アからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であること。

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第2号又は第8号

ウ 建築物衛生法第12条の2第1項第5号

エ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(5) 支店、営業所、出張所又は技術上の支援拠点が鳥取市内にある事業者。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地

鳥取県立図書館・総務課

電話 0857-26-8155

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年1月19日(金)から同年2月5日(月)までの間にインターネットのホームページ鳥取県立図書館 (<http://www.library.pref.tottori.jp>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付場所

(1) の場所で平成30年1月19日(金)から同年2月5日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(4) 郵便等による入札

認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年2月22日(木) 午後2時

鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館大研修室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書を作成し、4の(1)の場所に平成30年1月25日(木)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、平成30年1月31日(水)から同年2月6日(火)までの間、鳥取県立図書館掲示板に掲示するとともに、インターネットのホームページ鳥取県立図書館 (<http://www.library.pref.tottori.jp>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に平成30年2月7日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに関札の時に於いて2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

- (2) 競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がアからオまでの全てに登録されている者であることを証明する資格決定通知書の写し

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の空気環境管理(測定、清掃)

エ 建物等の保守管理の給水管理(清掃)

オ 建物等の保守管理の害虫防除

- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、アからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であることを証明する（ア）から（ウ）の書類
- ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号
 - イ 建築物衛生法第12条の2第1項第2号又は第8号
 - ウ 建築物衛生法第12条の2第1項第5号
 - エ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号
- （ア）それぞれの登録証明書の写し
- （イ）それぞれの監督者（実施者）の氏名を記載した書面（（ア）の登録を行った際に登録申請書（登録申請書提出後にそれぞれの監督者（実施者）に変更があった場合は変更届出書）に添付した監督者名簿の写し等）
- （ウ）（イ）の書類に記載された監督者（実施者）の資格を証する書類（建築物衛生法第12条の2第1項第8号の監督者（実施者）においては、清掃作業・空気環境測定の監督者（実施者）に限る。）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 会社概要書（次の内容が記載された書面）
- ・会社案内
（設立年月日、資本金、本店・支店・営業所の所在地、従業員数（常勤・臨時の別）、経歴（沿革））
 - ・業務内容（営業種目）
 - ・営業に関する許可、認可、登録等
 - ・清掃業務に関する資格者名簿（建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士等）
 - ・契約実績（平成23年4月1日以降受託した主な清掃業務）
（契約の相手方、清掃業務を受託した建物の名称・所在地・延べ床面積、清掃期間、契約金額）
- (6) 清掃業務実施体制
（予定作業責任者名（住所、年齢、性別、経験年数、清掃業務に関する資格）、作業従事者数（常勤・臨時の別）、業務実施組織図）
- (7) 緊急時連絡体制図

8 資格審査について

- (1) 入札参加者への通知
- 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成30年2月15日（木）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立図書館長に対し、入札参加資格がないとした理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ア 提出期限
平成30年2月19日（月）午後5時
 - イ 提出場所及び方法
4の(1)の場所に持参することとする。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立図書館長は、説明を求めた者に対し平成30年2月21日（水）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札によるものとし、入札書は所定の様式（様式第3号）を使用すること。
- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (3) 入札書の記入方法等
- 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端

- 数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額は、履行期間の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの総額を見積もった額とすること。
 - (5) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
 - (6) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
 - (8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (9) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第4号)を4の(1)の場所に提出しなければならない。
 - (10) 入札書及び委任状の様式は別添のとおりとすること。
 - (11) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県立図書館長 福本 慎一」とすること。
 - (12) 再度入札は2回をもって終了する。(初度入札を含めて3回とする。)
 - (13) 開札は、入札者又は代理人が立会して行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
 - (14) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) 6の入札参加者に要求される事項を履行しなかった者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札
- (6) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 最低制限価格について

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成26年3月12日付第201300191828号鳥取県教育委員会教育長通知)を準用し、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低

の価格をもって入札した者を落札者とする。

14 契約書作成の要否
要

15 手続における交渉の有無
無

16 合意管轄裁判所
業務に関する訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

17 履行状況評価の実施
本件業務については、契約の相手方（以下「受注者」という。）の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。したがって、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特

段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた場合、直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 5 号) を、4 の (1) の場所に提出すること。

(7) 受注者は、清掃業務に従事する従業員の安定就労確保の観点から、従前から鳥取県立図書館の清掃に従事する従業員の再雇用について、可能な限り配慮すること。

